



地区の選挙手順

2016年7月1日発効

▶ 地区大会:開催時期

- ✓ 年次地区大会は国際大会開会日の少なくとも30日前までに終了していなければならない。(標準版地区会則第7条第1項を参照)
- ✓ 地区ガバナーがすべてのクラブに対し、地区大会の少なくとも60日前までに公式通達を交付する。(標準版地区付則第6条第2項を参照)
- ✓ 各地区の指名委員会は、地区大会開会日の少なくとも60日前までに選任されなければならない。(標準版地区付則第2条第1項を参照)
- ✓ キャビネット幹事は、各単一及び準地区大会閉会后15日以内に、完全な大会議事録を一部ライオンズクラブ国際協会に提出する。(標準版地区付則第6条第6項を参照)

▶ 地区大会:開催地

- ✓ 開催地は、前年の年次大会の代議員によって選定される。(標準版地区会則第7条第1項を参照)
- ✓ 地区会則及び付則改正により別の制約がない限り、地区の地理的領域外で地区大会を開催することへの制約はない。
- ✓ 地区キャビネットは、正当な理由があれば大会開催地をいつでも変更する権限を留保する。(標準版地区付則第6条第3項を参照)
- ✓ 年次大会開会日の少なくとも30日前までに、文書による開催地変更の通知が地区内の各クラブに送付されなければならない。(標準版地区付則第6条第3項を参照)

▶ 大会議事次第

- ✓ 地区ガバナーが地区大会の議事次第を取り決める。それが、会期の全ての行事日程となる。(標準版地区付則第6条第8項を参照)
- ✓ 資格が証明された代議員の数は、資格証明の受付締切り後、及び投票開始に先行して、大会で発表されるものとする。(標準版地区会則及び付則の別紙A第3を参照)
- ✓ 大会のいかなる会合においても、大会登録をした代議員の過半数の出席を定足数とする。(標準版地区会則第7条第3項を参照)

➤ 代議員

(国際付則第9条第3項を参照)

- ✓ 国際協会及び地区（単一、準、複合）においてグッドスタンディングである各正ライオンズクラブは、少なくとも1年と1日クラブに在籍している会員10人ごと及びその過半の端数について、代議員一人及び補欠一人を地区の年次大会に出席させることができる。
- ✓ 資格を証明され出席している代議員は、大会で選ばれる各役員につき1票を、また大会に提出された各議題について1票を、いずれも本人の意思に基づいて投ずる権利を持つ。
- ✓ 有資格の代議員は、地区においてグッドスタンディングである正ライオンズクラブに所属するグッドスタンディングの会員でなければならない。
- ✓ 滞納している会費が資格証明締切り時の15日前までに支払われれば、グッドスタンディングとなることができる。
- ✓ 代議員及び補欠代議員の交代に関する規定は、**標準版地区会則及び付則の別紙A第5**に定められている。

➤ 委員会

指名委員会

- ✓ 各委員は、地区においてグッドスタンディングにある異なるライオンズクラブのグッドスタンディングの会員とし、委員として任命を受けている期間中は地区又は国際協会のいかなる役員であつてもならない。**(標準版地区付則第2条第1項を参照)**
- ✓ 3人以上で5人以下の委員で構成されるものとする。**(標準版地区付則第2条第1項を参照)**
- ✓ 選挙に先立つ30日以内に、指名推薦された各候補者の資格、並びに候補者の資格に関する規則を考察する責任を持つ。**(標準版地区会則及び付則の別紙A第4(a)を参照)**
- ✓ 地区ガバナー、第一副地区ガバナー、第二副地区ガバナーの選挙に先立ち、各候補者に関するチェックリストを作成して選挙委員会に提出しなければならない。**(標準版地区会則及び付則の別紙D、E、Fを参照)**

資格証明委員会

- ✓ 地区ガバナーを委員長とし、キャビネット幹事・会計のほか、地区ガバナーに任命される、地区役員ではない二人の会員で構成される。**(標準版地区付則第6条第7項を参照)**
- ✓ 各委員は、地区においてグッドスタンディングにある異なるライオンズクラブのグッドスタンディングの会員とし、委員として任命を受けている期間中は地区又は国際協会のいかなる役員であつてもならない。**(標準版地区付則第6条第7項を参照)**

- ✓ クラブ代議員の資格を検証することに責任を持つ。 (*標準版地区会則及び付則の別紙A第3を参照*)

選挙委員会

(*標準版地区会則及び付則の別紙A第7を参照*)

- ✓ 地区ガバナーから任命された3人の委員で構成される。
- ✓ 資料の作成、投票数集計、個々の投票が有効か否かの問題解決に責任を持つ。
- ✓ 選挙結果に関する総括的な報告書を作成しなければならない。

➤ **立候補の資格**

- ✓ 地区ガバナー立候補の資格は、*国際付則第9条第4項*に定められている。
- ✓ 第一及び第二地区ガバナー立候補の資格は、*国際付則第9条第6項*に定められている。
- ✓ 指名委員会が最終報告をする前であればいつでも、候補者は立候補を取り下げることができる。 (*標準版地区会則及び付則の別紙A第4 (b) を参照*)

➤ **投票**

(*標準版地区会則及び付則の別紙A第8を参照*)

- ✓ 選挙は、投票用紙を用いて無記名で行われなければならない、候補者は一人又は複数の場合であっても、出席して投票した代議員の過半数の票を獲得しなければならない。
- ✓ 過半数とは、白紙及び投票棄権を除いた有効投票総数の半分を上回る数と定義される。
- ✓ 地区ガバナー、第一副地区ガバナー、第二副地区ガバナーの選挙において過半数の得票がなかった場合には、空席が生じるものとし、*国際付則第9条6項(d)*が適用されなければならない。

➤ **投票用紙**

(*標準版地区会則及び付則の別紙Gを参照*)

- ✓ 別紙Gの見本1として示される、候補者が二人いる場合の投票用紙の形式を参照。
- ✓ 別紙Gの見本2として示される、候補者が一人のみの場合の投票用紙の形式を参照。
- ✓ 別紙Gの見本3として示される、候補者が三人以上いる場合の投票用紙の形式を参照。
- ✓ 大会役員は、代議員が投票に用いるべき適切な記号又は承認されたスタンプを指定しなければならない。投票が有効なもののみみなされるためには、その記号又は承認されたスタンプが正しい箇所につけられなければならない。
- ✓ 当選とみなされるには候補者は過半数の賛成票を獲得しなければならない。